

届書等情報内容証明書の交付について (ご案内)

届書等情報内容証明書(戸籍の届書等の内容を証明したもの)は、法令により証明書の添付が義務付けられている場合のみ発行いたします。

証明書を発行 できる場合	1 遺族年金の受給等のため、年金事務所又は共済組合、市区町村の国民年金の係に提出する場合。 2 郵便局の簡易保険(学資保険を含む)の死亡保険金※を受けとるため、郵便局に提出する場合。 ※郵政民営化前の契約で、保険金額が100万円を超えるもの
	注1) 上記以外の目的の為請求する場合は、事前にご相談ください。 (例) 裁判所等、官公庁から提出が求められている場合。 注2) 証明書は必要な分1通のみで、余分には発行できません。
証明書を発行 できない場合	生命保険会社の死亡保険金を受けとるため、生命保険会社に死亡診断書の写しを提出する場合。 その場合には、担当医師から証明を受けるなどしてください。
請求者	遺族年金や保険金を受けとる方(死亡届の届出人やその家族)
請求場所	受理地(死亡届を提出した市区町村)または、死亡された方の本籍地
用意するもの	・ 保険・年金等の証書 ・ 本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなどお持ちでない場合は、健康保険証、年金手帳、基礎年金番号通知書等、介護保険証など2点) 手数料350円
申請書	市民課にある戸籍謄本等の請求書の用紙に申請者の住所、氏名、証明の提出先を記入してください。
問合せ先	日高市役所 市民生活部 市民課 042-989-2111 (代表)

※ 平成19年10月1日発足の「株式会社かんぽ生命保険」の保険金請求は、この証明書は該当しませんのでご注意ください。

※ 令和6年2月以前提出の届書については、記載事項証明書となりますのでお問い合わせください。